	北陸総合通信局管内	平成33年６月30日まで	５W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	静岡県の区域を除く。 等価等方輻射電力は、５W以下に限る（上空での使用の場合に限る。）。
	近畿総合通信局管内	平成33年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
146.202MHzから 146.218MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 鳥取県及び島根県の区域を除く。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
146.48MHzから 146.58MHzまで	信越総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
147MHzから 147.21MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、５W以下に限る。
	北陸総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東海総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 静岡県の区域を除く。
	近畿総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成33年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
147.82MHzから 147.86MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	宮城県及び福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	10W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
150.502MHzから 150.518MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
150.842MHzから 150.858MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。 福岡県の区域を除く。
151.022MHzから 151.038MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	25W以下	陸上での使用に限る。
151.862MHzから 151.878MHzまで	北海道総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	
	東北総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	
	信越総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	
	北陸総合通信局管内	平成32年６月30日まで	１W以下	
	近畿総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	
	中国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	
	四国総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成32年６月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。